

住まい探しに役立つ用語解説 契約、手数料に関する用語

『入館金』とは…………… 契約時に発生する1回きりの初期費用です。 ※入館金の返金はありません。

『家賃』とは…………… 月極めの貸室賃料。

『町内会費』とは…………… 入居する物件がある町内の運営のために必要な費用。町内によってはこの費用がいない物件もあります。

『手付金』とは…………… 本契約に入る前に借りる部屋を確保しておくための一時金のこと。これは契約が成立すれば契約金の一部とされます。また解約するための手段のひとつとしても使われるため、借主が解約した場合にはこのお金は返金されませんが、解約に伴う損害賠償というのは通常発生しません。(本契約に入ってしまうと解約できませんので、くれぐれも注意が必要です。)一方、貸主が解約した場合は一般的にこの金額の倍額が返金されることになっています。

『保証金』とは…………… 入居者が、入居に際し家主に預け入れるお金です。基本的には退室時に返還されます。ただし、退室時にもとどおりのきちんとした部屋のまま返すことができるように、入居者の故意過失等による部屋の汚損・破損の修理費用がかかりますので、部屋の使用については十分ご注意ください。

『共益費』とは…………… 建物の共用設備を維持するために必要なお金。例えば、エントランスや共用廊下及びエレベーター等の電気代、共用の水道代、清掃代など。

『媒介手数料』とは…………… 住まいを紹介してくれたお店に対して手数料として支払うお金です。一般的には通常家賃の1ヶ月分が多いようです。

『日割家賃』とは…………… 月中(1ヶ月未満)から入居する場合に必要です。「1日あたりの金額×その月の入居日数」で計算します。

『徒歩時間』とは…………… 道路距離80mにつき1分として算出したものです。1分未満の端数については、1分に切り上げて表示しています。